

つるい

2025

6

766号



戸籍への氏名の振り仮名記載について・・・2
令和7年国民健康保険税について・・・3
後期高齢者医療制度のお知らせ・・・4～5

令和6年度ふるさと納税報告・・・6
村民一斉清掃について・・・7
狂犬病予防注射の日程・・・10

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和5年6月2日、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。）が成立し、同月9日に公布され、令和7年5月26日に施行されました。

従前、氏名の振り仮名は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名の振り仮名が追加されることになりました。

■戸籍へ氏名の振り仮名が記載されるまで

1. 本籍地の市区町村長からの通知書を確認

市区町村が、事務処理のため便宜上保有する住民票の振り仮名情報を参考に、本籍地の市区町村長から戸籍の筆頭者等に、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名が通知されます。

この通知は、令和7年5月26日以降送付されますので、送付されましたら必ず内容をご確認ください。なお、本籍が鶴居村の方は、令和7年8月から順次発送予定です。

※同一戸籍で同一住所の方の通知書は、1通に集約され、1通につき4名まで記載されます。別住所の方については、住所地ごとに送付されます。

送付された通知の振り仮名が誤っている場合は、必ず氏名の振り仮名の届出を行ってください。

通知の振り仮名が正しいときは、届出不要で、令和8年5月26日以降に、通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

2. 氏名の振り仮名の届出

改正法の施行日（令和7年5月26日）後1年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができます。通知の振り仮名が誤っていた場合は、この期間に必ず届出をしてください。

オンライン（マイナポータル）での届出の他、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。

3. 市区町村長による氏名の振り仮名の記載

届出期間中に氏名の振り仮名の届出がなかった場合には、本籍地の市区町村長が管轄法務局長等の許可を得て、改正法の施行日から1年を経過した令和8年5月26日以降に、通知の振り仮名を戸籍に記載します。この方法により、戸籍への氏名の振り仮名が記載された場合は、一度に限り家庭裁判所の許可を得ることなく、氏名の振り仮名の変更を行うことができます。

詳細につきましては、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>）をご覧ください。

【お問合せ先】 鶴居村役場 住民生活課 窓口サービス係

TEL：0154-64-2113

～令和7年度国民健康保険税のおしらせ～

現在、国民健康保険税は市町村ごとに算定されており、各市町村によって保険税に差が生じています。

北海道では、全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険税負担となるよう、令和12年度までに保険税率の統一を目指しています。

本村の令和7年度国民健康保険税は次のとおりとなりますので、お知らせします。

※介護分は40歳以上65歳未満の方が対象です。
※課税限度額の改正は地方税法の改正に伴うものです。

＜令和7年度国民健康保険税率の内容＞

区 分		改 正 後
医 療 分	所 得 割 率	7.10%
	資 産 割 率	20.00%
	均 等 割 額	25,000円
	平 等 割 額	27,000円
	課 税 限 度 額	660,000円
後 期 分	所 得 割 率	2.72%
	資 産 割 率	—
	均 等 割 額	7,500円
	平 等 割 額	16,000円
	課 税 限 度 額	260,000円
介 護 分	所 得 割 率	2.49%
	資 産 割 率	—
	均 等 割 額	8,700円
	平 等 割 額	11,000円
	課 税 限 度 額	170,000円

＜未就学児 均等割軽減について＞ 未就学児分の均等割軽減(令和7年度税額ベース)

均等割額の軽減	区分	均等割額	
		軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	25,000円	12,500円
	後期分	7,500円	3,750円
2割軽減	医療分	20,000円	10,000円
	後期分	6,000円	3,000円
5割軽減	医療分	12,500円	6,250円
	後期分	3,750円	1,875円
7割軽減	医療分	7,500円	3,750円
	後期分	2,250円	1,125円

令和4年4月より、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している全世帯の未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である）を対象に、保険料均等割額の5割が軽減されます。

※所得の基準による軽減措置が該当する場合は、軽減措置後の均等割の5割が軽減されます。

※介護分は40歳から65歳未満までの方が対象となり、未就学児は対象外です。

＜国民健康保険の一部負担金の減免制度について＞

本村の国民健康保険に加入されている方で、災害や事業の休廃止・失業などの理由で世帯の収入が減少し、医療機関等の窓口で支払う医療費（一部負担金）の支払いが困難になった場合は、一定期間においてその一部負担金を減免することが出来ます。

制度の詳細や申請に必要な書類等については、下記までお問い合わせください。

＜産前産後期間の軽減制度について＞

令和6年1月から子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から国民健康保険に加入されている方が出産する際、産前産後の4カ月間（多胎妊娠の場合6カ月間）の国民健康保険税を軽減する制度が創設されました。

制度の詳細や申請に必要な書類等については、下記までお問い合わせください。

令和7年度の納税通知書は、6月下旬に発送します。

お問い合わせ先～鶴居村役場住民生活課保険年金係 TEL 0154-64-2113

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和7年度の保険料等について ～

■ 6月に保険料額をお知らせします ■

令和7年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たり保険料】 52,953円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和6年中の所得—最大43万円) ×11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限額は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆ 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)
ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。
「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は住民生活課保険年金係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

お問い合わせ先

鶴居村住民生活課保険年金係

【住所】〒085-1203

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
鶴居村役場

【電話】0154-64-2113

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階

【電話】011-290-5601

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入する皆様には、マイナ保険証の有無に関わらず、**申請なしで、令和8年7月末まで使用できる「資格確認書」をお届けします。**
(令和7年8月から使用できる資格確認書は、7月中にお届けする予定です。)
マイナ保険証での受付が難しい方でも、「資格確認書」で医療を受けられますので、**ご安心ください。**

**マイナンバーカードを健康保険証として使用すると、
さまざまなメリットがあります。**

特定疾病の適用(※1)
や高額療養費制度の適用が受けられるようになります！



医療機関で
より適切な医療が
受けられるようになります！(※1)

タイムラグなく
最新の資格情報で
医療機関が
受診できます！

(※1) 特定疾病情報、薬剤情報及び特定健診情報等、個人情報の提供に同意が必要です。

急病のとき、マイナ保険証が役立っています！

ご自身で説明することが難しい状態でも、救急隊が通院やお薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送に繋がります。

(例) 自宅で夫が倒れたが、いつも飲んでいる薬がわからない(90代女性)
外出先の事故でお薬手帳を持っておらず、薬の情報がわからない(50代男性)

★マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です！

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。
→PCやスマホからの申請、まちなかの証明写真機からの申請等から申請できます。
- ②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。(※2)
→医療機関・薬局の受付(カードリーダー)やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。
(※2) 利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます。



マイナポータルアプリの
ダウンロードはこちらの
QRコードから可能です

お問い合わせ先

鶴居村役場住民生活課保険年金係

【住所】〒085-1203

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

鶴居村役場

【電話】0154-64-2113

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館内

【電話】011-290-5601

鶴居村ふるさと納税の状況について

ふるさと納税寄付金
温かいご支援
ありがとうございます！

寄付総額

144,473,100 円

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）も村内出身の方々、鶴居村の取り組みを応援していただく多くの方からご支援をいただきましたので報告します。

ご寄付を賜りました皆さまに、あらためてお礼申し上げます。ありがとうございました。

使 途	金 額
特別天然記念物「タンチョウ」に関する事業	25,185,500 円
釧路湿原をはじめ自然環境の保全等に関する事業	28,982,000 円
地域振興及び地域福祉に関する事業	6,400,600 円
教育及び文化スポーツの振興に関する事業	5,189,000 円
子ども子育て及び青少年の人材育成に関する事業	26,006,000 円
クラウドファンディング事業	1,059,000 円
用途を指定しない(鶴居村におまかせ)	51,651,000 円
合計	144,473,100 円

鶴居村のホームページでも、ふるさと納税の仕組みや申込方法、ふるさと納税のお礼の品等を紹介しています。

鶴居村は美しいむらづくりを目指しています。今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

【ふるさと納税について】

<https://tsurui-furusato.jp/>



【お問い合わせ先】

役場企画財政課

むらづくり推進係

☎ 0154-64-2112

美しい村＝鶴居村！「ポイ捨てシャットアウト」村民一斉清掃

4月27日、美しい村づくりの取り組みの一環として「ポイ捨てシャットアウト」村民一斉清掃が実施されました。

毎年、雪解けとともにポイ捨てゴミや側溝に隠れるように不法投棄された多くのゴミが現れることから、美しい村の景観を保つために村内の人や車の往来が多い道道沿い、観光名所などで行われています。

今年も地域住民の皆様や別日実施の鶴居村建設業協会、J A 釧路丹頂など村内企業の方々合わせて140名を超える参加者があり、空き缶やビン、ペットボトル、プラスチック容器など合計500kg以上のごみを回収することができました。参加者の皆様ご協力ありがとうございました。

ごみ拾いの様子



建設業協会



J A 釧路丹頂



鶴見台でのごみ拾いの様子

ボランティアごみ袋の配付について

村では、村民自らの自主的な意思で美しい村づくりの推進を図ることなどを目的に「ボランティアごみ袋」を配布しています。

このごみ袋は、個人・団体に配付するもので、日頃の散歩や地域清掃などを行った際に回収した廃棄物を村が無償で引き取るものです。申請する際には「鶴居村美しい村づくり推進協議会」のボランティアに登録していただく必要があります。

ぜひ多くの村民の皆様に申請をいただき、身近な地域の環境美化にご協力をお願いいたします。

【引き取りの手順】

- (1) 専用の申請書により申請。(役場住民生活課配置)
- (2) 配付したボランティアごみ袋に回収したごみを入れる。
- (3) 【個人】申請時に指定した地域内のごみステーションに出す。

【団体】原則、処分場への直接搬入（火・土曜）。

【注意】

- ・ご家庭から出た廃棄物、私有地敷地内の草花や枯葉などはボランティアごみに該当しないため引き取りできません。
- ・申請した方以外がごみ袋を使うことはできません。
- ・ごみ袋の管理には注意をお願いします。

【お問い合わせ先：住民生活課生活環境係 0154-64-2113】



皆様のご協力よろしく
お願いいたします

全道キタシルバ杯カラオケ大会審査員特別賞受賞

3月27日に札幌で開催された全道キタシルバ杯カラオケ大会に上幌呂老人クラブの秋葉美千子さんが出場しました。

全道キタシルバ杯は、一般社団法人北海道老人クラブ連合会が主催し開催されたところであり、昭和歌謡、平成歌謡、令和歌謡の3部門に計84名(83組)の出演がありました。

秋葉さんは令和歌謡の部で石川さゆりさんの「越後ごぜ」を見事に歌い上げ、審査員特別賞を受賞しました。秋葉さんからは、「受賞した時は泣きそうなくらい嬉しかった」との感想がありました。

秋葉さんも所属する、つるいカラオケサロンは毎週金曜幌呂の改善センターで活動しています。ご興味のある方は、訪れてみてください。



株式会社佐々木建設様より寄付金の贈呈

5月15日、村内企業の株式会社佐々木建設様より現金100万円の寄附をいただきました。

本村では、鶴居村子どもセンターや鶴居村新総合体育館ファミスポアップなどの村有施設の建設、役場庁舎機能改善建築主体工事の他、各種村道の整備を請け負いいただいております。

いただいた寄附はふるさと創生中学生派遣事業に充てられます。この度のご厚意に深く感謝申し上げます。



ひまわりの絆

「ひまわりの絆プロジェクト」は、2011年に交通事故で亡くなった京都府の4歳の男の子が育てていたひまわりの種を全国に広め、新たな命として花を咲かせることで、命の大切さや交通安全の重要性を学ぶことを目的とした活動です。

今年度は5月15日に、保育園にて保護者とともに警察官からひまわりの種の由来や交通安全についての話を聞きました。その後、園児たちはつるぼーの家まで歩いて移動し、信号の見方や横断歩道の正しい渡り方を実際に体験しました。

また、つるぼーの家と鶴居市街地のセイコーマートでは、園児たちがこれまで大切に育てたひまわりの種と、村花であるコスモスの種を来訪者に配布し、地域全体で命の尊さや安全意識を共有する機会となりました。



宮島岬エリアの環境整備を実施

5月16日、村では「鶴居村・株式会社西武リアルティソリューションズ・釧路自然環境事務所との連携・協力に関する協定書」に基づき、三者連携による宮島岬エリアの環境整備活動を実施しました。

当日は、株式会社西武不動産[※]社員や釧路自然環境事務所の職員、村職員など約30名が参加し、トレッキングコースを中心とした自然環境の整備作業を行いました。

この取り組みは、令和7年度より本格的に利活用が始まる宮島岬エリアの自然環境を保全し、訪れる方々が安心・安全に自然を楽しめる環境づくりを目的としたものです。今後も村では、関係機関と連携しながら、地域資源を活かした持続可能なむらづくりに取り組んでまいります。



※4月1日に西武リアルティソリューションズより社名変更



地方創生支援官が村を現地視察・意見交換を実施

4月11日より、村では「地方創生伴走支援制度」の支援が開始されました。これに伴い、地方創生支援官3名が村を訪れ、村内各所の視察や関係者との意見交換を行いました。

本制度は、昨年度より村が取り組んでいるアドベンチャートラブルの推進をはじめ、地方創生の全般的な取り組みや、関係人口の創出などを強化・支援することを目的に実施しており、当日は、これらの施策に関連する地域や施設を中心に視察が行われ、村の現状や今後の課題について、活発な意見交換が行われました。

村では、今後も地方創生支援官と連携しながら、地域の強みを活かした地蔵可能なむらづくりを進めてまいります。

ふるさと映画「鶴の里物語」 イオンシネマ釧路で上映

鶴居村を舞台に撮影された映画「鶴の里物語」が、6月13日よりイオンシネマ釧路にて上映される運びとなりました。

本作品は、本村が地方創生推進策の一環として村が脚本作成や撮影への協力、出演者の支援などを行った取り組みで、鶴居村の美しい景観と豊かな自然環境や特産品などの魅力、そして人々の営みが描かれています。

この機会に、鶴居村を舞台とした作品を是非ご覧いただき、改めて村の魅力を再発見していただければと思います。予告編は右記QRコードからご覧いただけます。



犬を飼っている皆様へ 狂犬病予防注射のお知らせについて

1. 畜犬登録されている方には事前に役場から封書で通知します。
2. 封書に入っている文書はすべて会場に持参してください。
3. 今年から犬の問診票を同封します。必ず記入してきてください。
4. 犬が興奮している場合、接種できないことがありますので、抑えられる方が連れてきてください。
5. 首輪・ハーネスはゆるまず抜けないようにしてください。
6. 犬の体調・体質によっては副反応が現れる場合があります。

接種後は安静に努め、激しい運動や入浴などは2～3日避けてください。

副反応(アレルギー反応(顔面膨脹、かゆみ、蕁麻疹)やアナフィラキシーショック(流涎、けいれん、尿失禁、呼吸困難、体温低下など))が起きた場合、**速やかに動物病院に連絡し獣医師の診察を受けてください。**

7. 新しく畜犬登録とワクチン接種をされる方は役場に事前に連絡をして、会場へ連れてきてください。

予防注射日程について

6月17日(火)		
午前の部		
順	場 所	開始時刻
1	ふれあい農園前	9:00～
2	中雪裡下雪裡線交差点 (牧野宅付近十字路)	9:10～
3	松下牧場前	9:20～
4	長尾直宅前	9:30～
5	下雪裡道々交差点 (駐車帯)	9:45～
6	青山桂子宅前	9:55～
7	生きがい野菜倶楽部	10:10～
8	鶴居中学校前	10:20～
午後の部		
順	場 所	開始時刻
1	岡田健作宅前	13:10～
2	消防幌呂2分団詰所前	13:20～
3	阿部津子宅前	13:50～
4	尾田俊行宅前	14:00～
5	関根菊夫宅前	14:10～
6	釧路カントリークラブ入口	14:20～
7	下幌呂コミセン前	14:30～
8	佐藤チエ子宅入口	14:50～
9	夢の杜団地公園 (セイコーマート横)	15:05～

6月18日(水)		
午前の部		
順	場 所	開始時刻
1	武藤清隆宅前	9:00～
2	植田晃雄宅前	9:10～
3	三木茂弘宅前	9:20～
4	消防上幌呂3分団詰所前	9:30～
5	宮崎昭夫宅前	9:45～
6	新幌呂会館前	9:55～
7	山村匡男宅前	10:10～
8	小田章充宅前	10:20～
9	鈴木農場	10:35～
10	松井俊治宅前	10:45～
午後の部		
順	場 所	開始時刻
1	山本政幸宅前	13:10～
2	中雪裡西御不動前	13:35～
3	菊地孝範宅前	13:50～
4	茂雪裡コミセン前	14:00～
5	松井良広宅前	14:20～
6	菊地栄司宅前	14:30～
7	ファミスポ・アップ駐車場	14:50～
8	農業共済組合鶴居家畜診療所前	15:15～

6月20日(金)		
午前の部		
順	場 所	開始時刻
1	梅津牧場前	9:10～
2	齊藤滋宅前	9:20～
3	遠藤範幸宅前	9:30～
4	下久著呂コミセン	9:50～
5	合田徳三宅前	10:00～
6	渡部隆信宅前	10:20～
7	増田慶一宅前	10:40～
8	佐々木賢治宅前	10:50～
9	菱沼牧場前	11:00～
午後の部		
順	場 所	開始時刻
1	支雪裡コミセン前	13:10～
2	大石周宅前	13:20～
3	高橋農場前	13:35～
4	鶴居建設前	13:45～
5	鶴居消防署前	14:00～

※ 注射料金は1頭につき、3,240円です。

新規登録の場合は、注射料金のほか登録料3,000円がかかります。

※ 都合がつかず集合場所へ行けない場合、別の日に動物病院などで接種してもかまいません。

※ 開始時刻は目安ですので、多少前後する場合があります。

※ 通知には指定場所を記載していますが、記載以外の場所で接種されても差し支えありません。

【お問い合わせ先：住民生活課生活環境係 0154-64-2113】

令和7年度より、村民の皆さまの健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目的として、「みんなでつながる心と身体の健康づくり」をスローガンに、鶴居村健康増進計画「健康つるい21(第三次)」が策定されました。本ページでは、6/4～6/10の「歯と口の健康週間」に合わせ、「健康つるい21(第三次)」から、歯・口腔の健康に関する計画の一部を紹介いたします。

健康つるい21(第三次) 歯・口腔の健康 ※抜粋

評価項目		基準値	目標値
過去1年間に歯科検診を受診した人の割合の増加(20歳以上)	男性	35.9%	60.0%
	女性	54.2%	60.0%
よく噛んで食べることができる人の割合の増加(50歳以上)		83.8%※	85.0%
60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の割合の増加(60～64歳)		76.5%	95.0%
むし歯のない3歳児の割合の維持		100.0%	維持
12歳児の一人平均歯数の減少		0.29本	0.29本以下

※65歳以上の参考値。65歳未満は今後新規に調査予定。

また、乳幼児及び児童生徒の歯科保健に関する項目においても、将来の健康な口腔環境の基盤となるよう、引き続き村内歯科診療所や教育機関、保育園と協力してこども達の歯の健康を守るための事業を展開していきます。

歯・口腔は、食事や会話など、全身の健康だけでなく、生活の質をも左右する大事な器官です。生涯にわたり、住民の皆さまが生き生きと過ごせるよう、鶴居村は様々な取組を今後も継続して参ります。

表は、歯・口腔の健康において解決されるべき課題の現状と、目標をまとめたものです。

平成27年度より開始した、歯科検診対象年齢の拡大により、歯科検診を受診する人の割合は増加傾向にあります。今後、さらなる対象年齢の拡大による受診勧奨の推進に取り組み、目標へ向けた事業の充実を図ります。

歯科保健事業の紹介

◆歯及び歯周疾患健診

対象：満20～75歳までの5歳刻みの節目年齢の方
受診期限は次の誕生日が来るまで
対象の方には受診券が届きます

場所：鶴居歯科診療所

◆妊婦歯科健康診査

対象：妊娠中の方で、妊娠中1回利用可能
母子健康手帳交付時に受診券をお渡しします

場所：鶴居歯科診療所

◆1歳6か月、3歳、5歳児歯科健診及びフッ素塗布

◆フッ化物洗口(保育園、小学校)

◆個別歯科健診及びフッ素塗布(未就学児)



6/4～6/10は「歯と口の健康週間」です

本年度のスローガンは、「歯みがきで 丈夫な体の 基礎づくり」です。日ごろの歯磨き等口腔ケア、歯周病やむし歯の適切な治療はもちろん、定期的に歯や口の健康状態をかかりつけの歯科医師に診てもらうことが非常に重要です。健康な歯を維持し、いつまでも食べたいものを楽しんで食べられるよう、今一度歯と口の健康を考える機会にしてみてもはいかがでしょうか。

令和7年度 健診・がん検診 予約受付中！！

【集団検診】子宮頸がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検診・大腸がん検診



日程：7月9日(水) 申し込み締め切りは6月9日(月)まで

お申込みは、電話(0154-64-2116)または右記QRコードよりアクセス→



みんなの掲示板

人口の動き（前月比）

総人口	2,403人（－6人）	うち外国人人口	56人（±0人）	死亡事故ゼロの日
男性	1,205人（－1人）			3,454日
女性	1,198人（－5人）	世帯数	1,193世帯（＋4世帯）	※すべて4月末時点

お誕生おめでとうございます

板 ひかり（女）鶴居市街

— 議会情報 —

■令和7年第2回鶴居村議会臨時会

今臨時会は5月8日（木）の会期1日で開かれ、4件の議案にて審議が行われ原案のとおり議決されました

議案第32号 工事請負契約の締結について（村道中雪裡下久著呂線（第二工区）改良工事）

議案第33号 工事請負契約の締結について（鶴居中学校大規模改修外構その1工事）

議案第34号 財産の取得について（住民基本台帳ネットワークシステム機器購入）

議案第35号 令和7年度鶴居村一般会計補正予算（第1号）について

— むらからのお知らせ —

■戦没者等のご遺族の皆さまへ

第12回特別弔慰金の請求受付が開始されます。特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

支給対象者は戦没者等の死亡当時のご遺族で令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、右記の順番による先着順にご遺族お一人に支給します。

- 1）令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2）戦没者の子
- 3）戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※条件あり
- 4）上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族
※条件あり

請求期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日

※請求期間を過ぎると受け取ることができなくなります。

問合先：保健福祉課福祉係

☎0154-64-2116

■国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。7月分から翌年6月分までを1年度として当該年の7月から申請することができますので、手続きをお願いします。

問合先：住民生活課保険年金係

☎0154-64-2113

— 村内のイベント —

■美しい村フェア

村が加盟する「日本で最も美しい村」連合に加盟している全国の町村の特産品とつるぼ一の家がコラボする企画「美しい村フェア」第8弾が6月も開催されます。6月は青森県田子町の特産品「生ニンニク」を予定しています。詳細はつるぼ一の家インスタグラムよりご確認ください。

日 時：6月28日（土）29日（日）

問合先：つるぼ一の家

☎0154-64-5350



— その他 —

■一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

- ・届出の対象となる面積
市街化区域 2千㎡以上
市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
都市計画区域外 1万㎡以上
- ・届出者
土地の権利取得者（買主等）
- ・届出期限
契約締結日から2週間以内
※提出期限を過ぎた場合でも、届出書を提出ください
- ・罰則
届出をしないと法律で罰せられることがあります

- ・提出書類（各3部）
土地売買等届出書
土地売買等契約書の写し
土地の位置を明らかにした地形図（※縮尺5万分の1以上）
土地及びその付近の状況を明らかにした図面（※縮尺5千分の1以上）
土地の形状を明らかにした図面
委任状（代理人が届出する場合）
- ・届出・問合先
企画財政課企画調整係
☎0154-64-2112
※提出様式や制度の詳細はホームページをご覧ください

■こころの健康相談のお知らせ

釧路保健所では、月1回精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

相談は予約制で、受付は相談日前日の午前中までです。

詳しくは釧路保健所健康推進課健康支援係までお問い合わせ下さい。

日時は下記表をご覧ください。（日時は変更になることがあります）

日程	時間
令和7年6月25日（水）	14：00～17：00
令和7年7月11日（金）	
令和7年8月22日（金）	
令和7年9月24日（水）	
令和7年10月22日（水）	
令和7年11月21日（金）	
令和7年12月17日（水）	
令和8年1月16日（金）	
令和8年2月20日（金）	
令和8年3月13日（金）	

場 所：釧路保健所（釧路市城山2丁目4-22）

問合先：釧路保健所健康推進課健康支援係

☎0154-65-5825（係直通）

■HIV・肝炎・梅毒検査のお知らせについて

釧路保健所では、月2回（原則第2、4水曜日）・完全予約制・匿名で検査を行っています。6月、12月は検査時間帯を延長して実施しています。

感染を心配する出来事がある場合、まずはご相談ください。

梅毒は、釧路管内でも増加しています。梅毒に感染しているとHIVなど他の性感染症に感染するリスクも高まります。また、妊娠中の方が感染すると胎児に影響を与えることがあります。

釧路保健所のホームページでは、HIV（エイズ）・肝炎・梅毒検査について掲載しておりますのであわせてご覧ください。

場 所：釧路保健所（釧路市城山2丁目4-22）

問合先：HIV相談電話直通 ☎0154-65-8076



鶴居文芸

凍原社5月句(俳句)

桜桜桜が咲いた豊かなり
豊沃な耕地に植ふる馬鈴薯を
谷地坊主ちらちら青きベレー帽
春雷と思えばすでに夏に入る
カーネーション送り送られ豊かなり
豊満な体余すや夏来たる
米不足豊作願ひ里の春

恒 紀 和 春 公 ち ミ
子 代 子 夢 子 え ヤ
子 子 子 子 子 ノ



住宅用火災警報器の設置率調査結果について

5月に行いました、住宅用火災警報器の設置率調査にご協力いただきありがとうございました。
調査結果は以下のとおりです。

調査世帯数	設置世帯数	設置率
1, 193世帯	1, 037世帯※	約87%

※調査世帯数は定数以上（24世帯以上）を無作為に抽出した世帯数となっています。



住警器の奏功事例



次に住宅用火災警報器の奏功事例を2つ紹介します。

- ①2階の寝室で就寝していたら、**住宅用火災警報器の警報音**と臭気により異変に気づき家の中を確認したところ、1階のテレビ台付近のコンセント部分から火が出ていました。
- ②1階のリビングでテレビを見ていたら、階段の天井部分に設置している**住宅用火災警報器の警報音**が聞こえたため、2階の部屋の扉を開けると煙が噴き出してきた。

住宅用警報器をまだ設置していないご家庭へ

これらの事例からもわかるように、住宅用火災警報器は**火災の早期発見に非常に有効**であり、設置することで**被害を最小限に抑える**ことができます。生命及び財産を守るためにも設置しましょう。また設置後は定期的な点検など適切な維持管理が重要です。

「カッコいい消防車」「火事から守るヒーロー」のポスターを募集します！！

消防では子どもたちが火災予防の意識を強く持ち、村民全員の力で「**火災ゼロ**」を目指すことを目的に村内居住者を対象としたポスターを募集します！！

応募するにあたり下記の規定に沿った内容で描いて消防署に提出してください。最優秀賞に選ばれた作品は消防のイベントでの活用や鶴居小学校前（らっくりん向かい側）に横断幕で掲示、ふるさと情報館みなくるホールにて展示を予定しているほか、入賞された方には消防署長より表彰状及び副賞を贈呈します。

- ・用紙サイズ：八つ切りまたはA3サイズ
- ・画材：クレヨン、水彩絵の具、色鉛筆など
- ・未発表のオリジナルの作品

※不明な点がございましたら鶴居消防署（0154-64-2344）予防広報係までお問い合わせください。

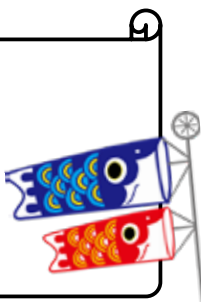
募集期間 令和7年6月1日～令和7年7月31日

第1回消防絵画作品使用期間 令和7年10月15日～令和8年10月14日

こいのぼりを募集しています！

毎年4月末からGW期間に鶴居消防署では、こいのぼりを飾っていますが、年々大空へと泳ぎ出してしまい鯉のぼり不足に陥っています！不要になりました鯉のぼりを寄付していただければご家庭は鶴居消防署までご連絡ください！

また、昨年寄付していただきましたご家庭には、この場を借りて感謝とお礼申し上げます。



新刊案内

鶴居村図書館だより

図書館からのお知らせ

- 6月の展示は「野菜とガーデニング」です。畑や庭仕事を始められた方も多いのではないのでしょうか、そんな野菜づくりやガーデニング、より多く収穫したい、きれいに花を咲かせたい、初めてチャレンジしてみたいという方にもヒントになる本を紹介します。是非、お越しください。

●開館時間……10:00～18:15

●休館日……6月の休館日は6/24(火)です。

●貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】

2週間（1人10冊まで）

【CD・VTR・DVD】

2週間

（CD3点、VTR2点、DVD1点まで）

紹介されている本は5/28(水)から利用できます。

専門医が教える带状疱疹



石井 康多 著
どんな症状が出る？ 治療方法は？ 水痘・带状疱疹ウイルスが原因でおこる「带状疱疹」の正しい知識を解説するとともに、治療の流れや、発症中の過ごし方を紹介。後遺症についても説明する。

折りたたむだけですぐおいしい らくちん四角キンパ



四角 真理子 著
具材たっぷりでお弁当にもぴったり！ 巻かずにパタパタたたんで作る、新感覚片手ごはん「四角キンパ」。韓国系、お肉系、魚介系から、残ったおかずで作るもの、デザートまで、多数のレシピを収録する。

署長 サスペション



今野 敏 著
変幻自在の窃盗犯・怪盗フェイクが、藍本小百合が署長を務める大森署の管内を荒らしていた。そんな中、公金の保護を名目に大森署の署長室に大金が持ち込まれると、怪盗フェイクから挑戦状が！

口出し屋お貫



中島 要 著
3度目の奉公先から暇を取ったおれんは、昔馴染みの口入れ屋を訪ねた。先代から店を継いだ孫のお貫が、奉公先を辞めた経緯を語らせるのに反発して、おれんは店を飛び出すが…。

なないろのはし

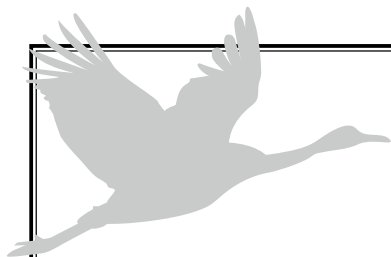


横山 佳 作
平澤 朋子 絵
話すことが苦手な空海。耳がきこえないおじいちゃんとは、手話で話をする。お父さんは手話を使わない。がんこなおじいちゃん、怒鳴ってばかりのお父さん。きれいなものはたくさんあるけれど…。

ながいながいおうさまのはなのはなし



しまだ かほ 作・絵
ゾウのくにの王様の鼻はながくて、ながさも先がどうなっているのかも誰も知りません。もちろん、王様本人も！ ある日、じいやが王様の鼻のながさをはかり始めました。ながいながい鼻の先は、一体どこにあるのでしょうか？



シリーズ
タンチョウ
Vol. 362

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ

松 永 新
〒085-1205 鶴居村中雪裡南 ☎64-2620/FAX64-2239

鶴居 タンチョウ

検索



「タンチョウから始まる野鳥保護」

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリに新しくレンジャーとして着任した松永新（まつなが あらた）です。苫小牧市から鶴居村に引っ越してきてもうすぐ1カ月経ちます。この1カ月で鶴居村に対して抱いた印象を一言にすると、「広い」です。視界を遮る高い建物や大きな山がなく、空がとても広く見えます（星空がきれい！）。またどこまでも広がる丘陵や湿原も広々としたという印象を与えます。

タンチョウが絶滅を免れ、鶴居村で命をつなぐことができたのは、この広大な自然環境があったからこそだと思います。そして個体数をここまで増やすことができたのは村民の力があったからです。農家の方々がタンチョウに給餌することがなければ、現状まで回復することはなかったでしょう。

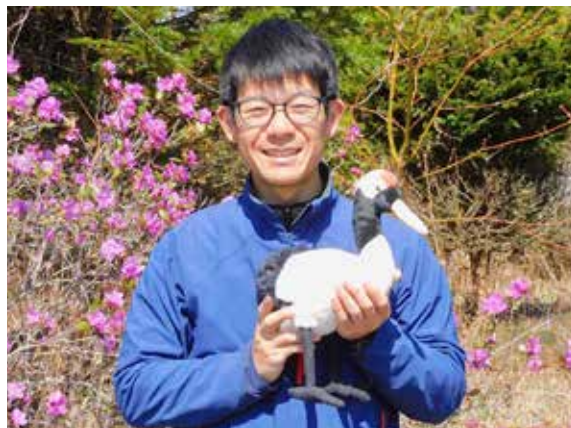
さて、サンクチュアリ内のネイチャーセンターでは、冬期開館中にたくさんの来館者と話をする機会があります。そして絶滅寸前まで追い詰められた過去、個体数を回復させてきた保護活動の歴史、農業被害など人間との軋轢が発生している現在など、タンチョウの様々な側面を伝えて、理解を深めてもらい、保護を支援してくださる人たちを増やしていく活動をする施設がネイチャーセンターです。ここでの仕事はとても難しいですが、やりがいに溢れています。

タンチョウ保護の支援者を増やす仕事にやりがいがあるのは間違いないのですが、私はそれだけで終わりたくないという思いを持っています。タンチョウについて知ったことをきっかけに、さらに視野を広げ、来館者が他の野鳥の保護についても興味を持ってほしいと願っているのです。そうなるように来館者とのコミュニケーションの取り方を工夫するのもこの仕事のやりがいの一部だと思いますし、そうすることがシマフクロウやチュウヒなどタンチョウ以外の野鳥の保護活動にも取り組んでいる日本野鳥の会の職員としての私の使命だと考えています。

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリがタンチョウにとっての聖域であり続けるように努力を重ねていきます。同時に、来館者がタンチョウを観て、学んで、それをきっかけに他の野鳥の保護についても興味を持っていただけるように、この場所を発展させていきたいです。鶴居村の空のような広い心と視点を持ち、タンチョウをはじめとした野鳥保護を支援してくださる人が増えていくと良いなと思います。



タンチョウが飛ぶ鶴居村の広い空が好きです



松永新です

6月の鶴居村

日時：6月7日(土)8:50～

下幌呂小学校運動会

場所：下幌呂小学校 校庭

日時：6月8日(日)8:30～

第28回鶴居村教育長杯パークゴルフ大会

場所：鶴居村パークゴルフ場

日時：6月12日(木)10:00～

令和7年第2回鶴居村議会定例会

場所：鶴居村議場

日時：6月13日(金)10:00～

令和7年第2回鶴居村議会定例会

場所：鶴居村議場

日時：6月20日(金)14:00～

第46回鶴居村中学生意見発表会

場所：総合センター多目的ホール

日時：6月28日(土)10:00～

鶴居保育園運動会

場所：鶴居保育園

村公式SNS



Instagram



X (旧Twitter)



YouTube



Facebook

今月号の表紙



今年も村の一本桜がきれいに咲きました。寒い冬を越えて咲く姿に、毎年感動します。あっという間に散ってしまうからこそ、大事に見たくなる桜です。

寄付

久保田 麗子 様

・地域振興及び地域福祉等に関する事業のため

200,000円

株式会社佐々木建設

代表取締役 佐々木 泰三 様

・ふるさと創生中学生派遣交流事業のため

1,000,000円

ふるさと納税(4月分速報値)

491件 5,155,000円

編集後記

桜が綺麗な5月が終わり、緑が綺麗な季節になりました。5月下旬から6月にかけて村内小学校や保育園の運動会が開催されます。元気いっぱいの子供たちの姿を見るのがいまから楽しみです。(C)